

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

1 自己点検表

札幌市では、事業者が、自らのサービスの提供体制及び運営状況などについて、点検するために自己点検表をホームページ上に掲載しています。

この自己点検表を積極的に活用し、より質の高いサービスの提供のために活用してください。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html

札幌市 自己点検表 障害 検索

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 法律・制度 > 障害福祉サービス等
い関係

自己点検表・事故報告(障がい関係)

自己点検表

障害福祉サービス等の事業者等が利用者により適切な障害福祉サービス等を提供するために、条例
福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。
「自己点検表」は、事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算
定、事業者等については、この自己点検表を積極的に活用し、より質の高いサービスの提供のため

障害福祉サービス事業所等

- PDF 札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表(表紙)(PDF:30KB)
- PDF 居宅介護・重度訪問介護・同住介護・行動介護(PDF:270KB)
- PDF 療養介護(PDF:239KB)
- PDF 生活介護(PDF:270KB)

チェック 項目	点検項目	点検内容 (居宅介護等訪問系)	関係条例・告示等 居宅介護 重度訪問介護 同住介護 行動介護	関係書類
第1	基本方針	(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)		
適・否	一般原則及び 基本方針	(1)利用者又は障害者の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害者の保護者の立場に立った指定居宅介護等の提供に努めているか。	第10条第2項	
適・否		(2)利用者の入浴の機嫌、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	第10条第3項	・災害簿 ・事故発生 ・設置に関する規程 ・責任者名簿 ・研修計画 ・研修実施台帳 ・研修会開催記録
適・否		(3)居宅介護等の事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。	第10条第4項	
適・否		(4)居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	第11条第1項	・研修計画 ・研修受講が確認できる書類 ・研修会開催記録 ・後援機関、行動指針 ・虐待防止マニュアル ・指示物
適・否		(5)重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上難しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	第11条第2項	
適・否		(6)同行介護の事業は、従来障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の支援、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	第11条第3項	
適・否		(7)行動援護の事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	第11条第4項	・研修計画 ・研修受講が確認できる書類 ・研修会開催記録 ・後援機関、行動指針 ・虐待防止マニュアル ・指示物

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

2 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地を行う。

(実施要綱第3条)

(1) 契約支給量の報告等に関する指摘 ①

- 受給者証記載事項や利用契約の終了について、本市に報告していない。

(短期入所を除く)

改善に向けて

- 事業者は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しなければならない。

(市条例43号第17条第3項、第57条第2項 他)

(厚労省令第171号第10条及び第53条 他)

(厚労省令第172号第8条)

(厚労省令第27号第6条 他)

(厚労省令第28号第6条)

- 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく本市に対し報告しなければならない。

(市条例43号第177条の3 他)

(厚労省令第171号第210条の3 他)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(1) 契約支給量の報告等に関する指摘 ②

契約内容報告書は、支給決定区へ提出

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/seikyuu.html>

札幌市 契約内容報告書 検索

札幌市 契約内容報告書 検索

ダウンロードサービスのトップに戻る

申請書・届出書ダウンロード

キーワード検索 様式名検索 分野別検索

契約内容報告書

障害福祉サービス・障害児通所支援の契約内容に関する報告書の様式

- 契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)報告書
- 契約内容(障害児通所支援受給者証記載事項)報告書

Excel形式 42KB

PDF形式 32KB

PDF形式 42KB

PDF形式 31KB

申請書(様式)サイズ A4(印刷はA4の用紙で行ってください。熱転写用)

提出時期 随時(新規契約、契約内容が変更になったとき等)

提出者 障害福祉サービス提供事業者・障害児通所支援事業者

代理の可否 可能

提出方法 直接窓口へ、又は郵送

受付窓口 各区役所保健福祉課(連絡先は右下参照)
受付時間 8時45分～17時15分
休日 土、日、祝日及び12月29日～1月3日

問い合わせ先 011-211-2938

担当部署のホームページ [障害者自立支援法のページ](#)

関連ホームページ [厚生労働省のホームページ](#)

様式のダウンロード方法の説明へ

契約内容(障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項) 報告書

(あて先) 札幌市 区保健福祉部長 平成 年 月 日

事業者番号	
事業者及びその事業所の名称	
代表者	

下記のとおり当事業者との契約内容(障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項)について報告します。

報告対象者 記

受給者証番号		支給決定に係る障害児氏名	
支給決定障病名(障病名) 氏名			

契約締結又は契約内容変更による契約支給量の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始日(10月1日現在)	理由
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

既契約の契約終了する事業者記入欄の番号	提供終了日	提供終了日までの提供児童	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更

区役所一覧ページへ

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(2)サービスの提供の記録に関する指摘

- 基本報酬や加算を算定しているにもかかわらず、これに係るサービスの提供記録が確認できない。
- サービスを提供した内容の記録とサービス提供実績記録票について、サービスを提供した日付や時間の記載が異なっている。
- サービス提供実績記録票に利用者等から都度確認を受けていない。

改善に向けて

- (1) 事業者は、サービスを提供したときは、当該支援の提供日、内容その他必要な事項を当該支援の提供の都度記録しなければならない。
- (2) 事業者は、(1)の規定による記録を行うときは、サービスを提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けなければならない。

(市条例43号第26条、第142条及び第205条 他)
(厚労省令第171号第19条、第53条の2及び第169条の2 他)
(厚労省令第172号第17条)
(厚労省令第27号第15条 他)

※ 実績記録票、支援記録及び北海道国民健康保険団体連合会の請求内容については、突合して確認する。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(3) 介護給付費等の額に係る通知等に関する指摘

- 特に利用料金の負担のない利用者に対して、法定代理受領により介護給付費等の支給を受けたにもかかわらず、介護給付費等の額の通知をしていない。

改善に向けて

- 事業者は、法定代理受領によりサービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る**介護給付費の額を通知しなければならない。**

(市条例43号第30条及び第209条 他)

(厚労省令第171号第23条及び第56条 他)

(厚労省令第172号第21条)

(厚労省令第27号第18条 他)

(厚労省令第28号第14条)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(4) 個別支援計画の作成等に関する指摘 ①

- 個別支援計画を確認できない。
注) 計画未作成減算の対象
(居宅介護等、短期入所、相談支援を除く)
- サービス管理責任者(サービス提供責任者)以外の従業者が計画を作成している。
- サービスの具体的内容を記載していない。
- 個別支援計画の作成に係る担当者等を招集して行う会議の開催が確認できない。
(居宅介護等を除く。)
- 利用者等から計画について同意を得ていない。
- 利用者等へ計画を交付していない。

改善に向けて

- サービス提供責任者は、利用者又は利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて 具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護等計画等を作成しなければならない。
- サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該利用者に、当該居宅介護計画等を記載した書面を交付しなければならない。
(市条例43号第33条 他)
- 事業所の管理者は、**サービス管理責任者**にサービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- **サービス管理責任者**は、個別支援計画の作成に係る担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について、意見を求めるものとする。
(市条例43号第61条及び第211条 他)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(4) 個別支援計画の作成等に関する指摘 ②

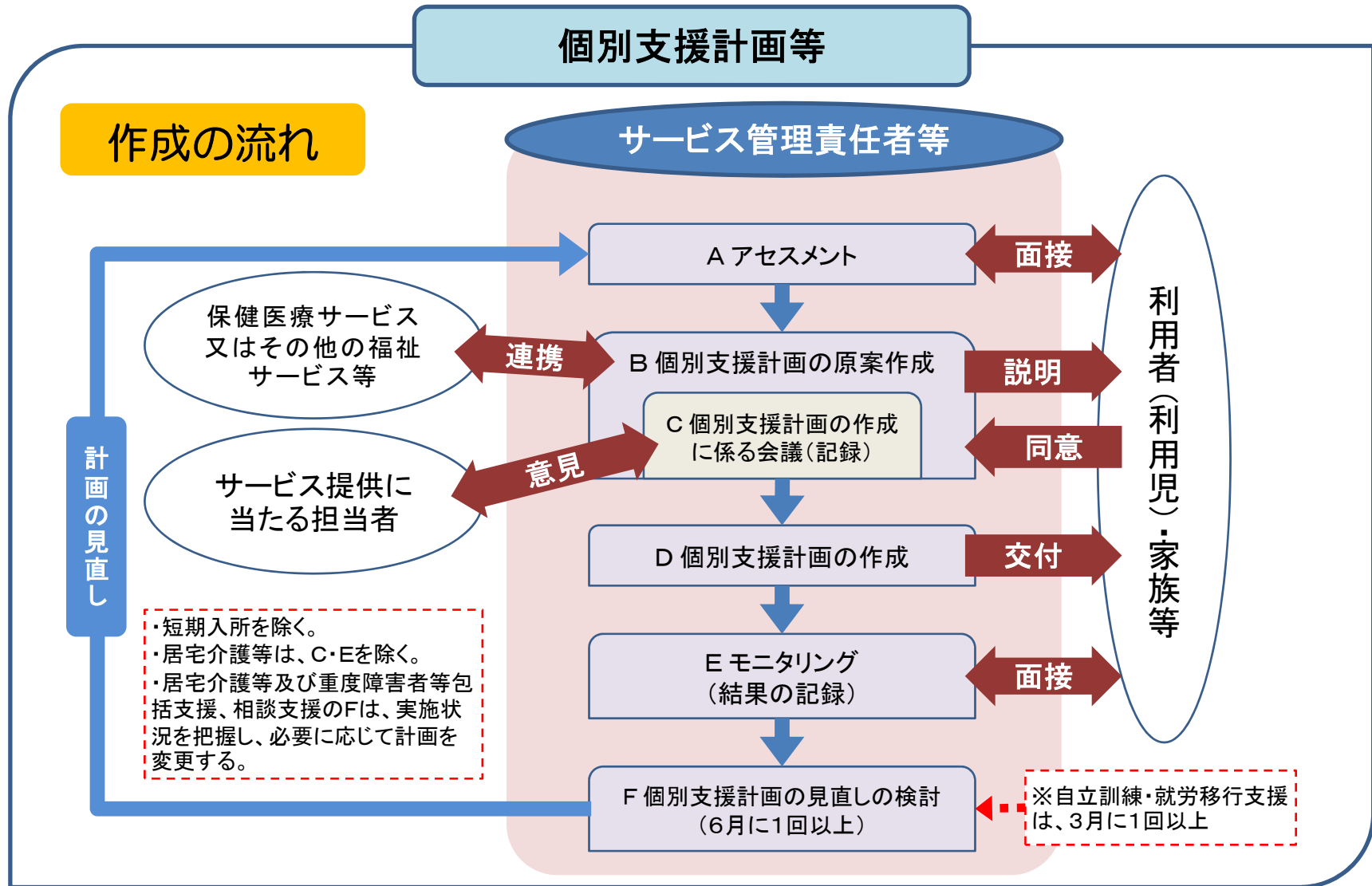
- 計画の定期的な見直しや必要に応じた見直しを行っていない。
- アセスメントやモニタリングの実施が確認できない。
- 計画と実際のサービス内容が異なっている。
サービスが 計画に沿っていない。

改善に向けて

- **サービス管理責任者**は、個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- **サービス管理責任者**は、個別支援計画を作成したときは、利用者に、当該個別支援計画を記載した書面を交付しなければならない。
- **サービス管理責任者**は、個別支援計画について、実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行うものとする。
- **サービス管理責任者**は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(市条例43号第61条及び第211条 他)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項



Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

個別支援計画等作成の概要	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援	療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助・障害者支援施設・重度障害者等包括支援(※)
規定する条項	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例43第33条 他 ・札幌市移動支援事業事業者登録要綱第5条 ・厚労省令第171号第26条 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・市条例43第61条及び第211条 他 ・厚労省令第171号第58条及び第134条 他 ・厚労省令第172号第23条
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者(※サービス提供責任者)
アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に面接し、希望する生活及び課題等を把握
計画原案作成	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画を踏まえる ・援助の方向性や目標 ・担当従業者の氏名 ・サービスの具体的内容 ・他のサービスとの連携 ・所要時間、日程 ・その他留意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画を踏まえる(※除く) ・支援の方針、目標とその達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・サービスの具体的内容 ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項(※サービス利用計画)
担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者等を招集し、計画原案に対する意見を求める(※サービス担当者会議)
利用者に対する交付	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を説明、書面で交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を説明、書面で交付 ・文書による同意を得る(※除く)
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスが計画に沿っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスが計画に沿っているか
見直し・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも6か月に1回(自立訓練・就労移行支援は、少なくとも3か月に1回)以上、その他必要に応じて実施(※必要に応じて実施)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

計画等作成の概要	地域相談支援 (①地域移行支援)(②地域定着支援)	計画相談支援
規定する条項	①平24厚令27第20条 ②平24厚令27第42条	・平24厚令28第15条
計画作成担当者	①地域移行支援従業者 ②地域定着支援従業者	・相談支援専門員
アセスメント	・利用者に面接し、希望する生活、課題等を把握	・利用者及びその家族に面接し、家族の希望及び解決すべき課題を把握
計画原案作成	①地域移行支援計画 ・支援の方針、目標とその達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・目標及びその達成時期 ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項 ②地域定着支援台帳 ・利用者に関する適切な情報 ・緊急時の適切な対応	○サービス等利用計画 ・利用者等の生活に対する意向 ・総合的に援助方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・長期的な目標それを達成するための短期的な目標とその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案等 ・その他留意事項
担当者会議	①計画作成定例会議	○サービス担当者会議 ・専門的な見地から意見を求める
利用者に対する交付	①内容を説明、書面で交付 ①文書による同意を得る	・内容を説明、計画案の交付 ・文書による同意を得る ※サービス担当者会議前と後計画案
モニタリング	・サービスが計画に沿っているか	・サービスが計画に沿っているか ・法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと実施
見直し・変更	・必要に応じて実施	・必要に応じて実施

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(5) 勤務体制の確保等に関する指摘 ①

- 事業所の従業者によるサービスであることを確認できない(ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事している等。)
- 勤務表を作成していない。または勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。
- 退職等で管理者、サービス管理責任者及び相談支援専門員などが交代している。

改善に向けて

1 人員配置上の従業者とは…

○ サービスを提供できる者とは…
事業者は事業所ごとに、**事業所の従業者**によってサービスを提供しなければならない。

○ 上記に言う「従業者」とは…
事業者との間に雇用契約等を締結し、**職務として従事する者**でなければならない。
(H26.11 厚労省障害福祉課見解)

2 勤務表に記載する事項とは…

<事業所ごとに、月ごとに作成する>

○ 記載すべき事項…
従業者名(及び管理者名)、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係である旨等

(市条例第43号第40条、第69条、第179条及び第231条 他)
(厚労省令第171号第33条、第68条、第212条及び第213条の11 他)
(厚労省令第172号第42条)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

人員に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
サービス提供責任者	1人以上配置する。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援
サービス管理責任者	1人以上配置する。	障害福祉サービス (短期入所、重度障害者等包括支援を除く)
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、 計画相談支援

届出している者を変更した場合は、変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

※ 人員配置の他、「運営規程」及び「協力医療機関」などを変更した場合、変更届の提出が必要。



Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

変更届

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/11_henkoutodoke.html

札幌市 City of Sapporo

札幌市 障害 変更届 検索

ホーム 防災・防犯・消防 暮らし・手続き 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ 観光・産業・ビジネス

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 事業者指定 > 7. 変更届について

7.変更届について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法に係る変更届様式について掲載しています。

(1)変更届の提出期限等

変更内容により提出期限が異なりますので、下記をご確認ください。

PDF 事業者指定に係る申請及び届出一覧表(PDF:99KB)
※受理通知が必要な場合はお申し出ください。

事業者移転の際は他の法律・制度についてもご確認ください。
※消防法施行令の一部が平成27年4月1日より改正されます。詳細は消防局のページをご確認ください。

PDF 他の法律・制度について(2015.10月)(PDF:501KB)

(2)変更届様式

障害福祉サービス事業 障害者支援施設	Excel 変更届(エクセル:34KB) PDF 変更届(PDF:40KB)
障害児通所支援事業 障害児入所施設	Excel 変更届(エクセル:36KB) PDF 変更届(PDF:38KB)
一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援	Excel 変更届(エクセル:35KB) PDF 変更届(PDF:32KB)

なお、事業者のEメールアドレスを変更した場合、下記の変更届を提出してください。(Eメールによる送付可)

様式第2号

変更届出書

平成 年 月 日

札幌市長様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号 名称 所在地 サービスの種類	変更の内容
変更があった事項		
11事業所(施設)の名称	(変更前)	
24事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
31申請者(設置者)の名称		
41主たる事業所の所在地		
51代表者の氏名及び住所		
61定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本 又は定款等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
71事業所(施設)の平面図及び設備の概要		
81事業所(施設)の管理者の氏名及び住所		
91事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所		
101事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所		
111主たる対象者		
121運営規程	(変更後)	
131介護給付費等の請求に関する事項		
141事業所の種類(併設型・変位型の別)		
151併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員		
161協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容		
171障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要		
181当該申請に係る事業の開始予定年月日		
191併設する施設がある場合の当該併設施設の概要		
201同一敷地内にある入所施設及び病院の概要		
変更年月日	平成 年 月 日	

TEL

紙参照。

札幌市のホームページ上に、支援している事業ごとの届出書の様式を掲載。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(5) 勤務体制の確保等 に関する指摘 ②

- 従業者に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。



改善に向けて

- 3 従業者の研修とは・・・
研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

(市条例第43号第40条、第69条、第179条及び第231条 他)
(厚労省令第171号第33条、第68条、第212条及び第213条の11 他)
(厚労省令第172号第42条)

- 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項
従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(市条例第43号第38条、第68条、第88条、第111条、第173条の3、
第178条の3、第180条の9及び第230条 他)
(厚労省令第171号第31条、第67条、第89条、第123条、第135条、
第204条、第211条の3及び第213条の9 他)
(厚労省令第172号第41条)
(厚労省令第27号第27条 他)
(厚労省令第28号第19条)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

確認

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年6月24日法律第79号)抜粋

(定義)

第2条第7項 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 1 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 2 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 5 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(6) 非常災害対策に関する指摘

- 過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。
- 非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

「**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**」とは…
消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

「**非常災害に関する具体的な計画**」とは…
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
※消防法第8条の規定に基づき定められる者が策定し実施。

「**関係機関への通報及び連絡体制を整備**」とは…
火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める。

改善に向けて

- 事業者は、**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**を設けるとともに、**非常災害に関する具体的な計画**を立て、非常災害時の**関係機関への通報及び連絡体制を整備**し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
(市条例第43号第71条及び第233条 他)
(厚労省令第171号第70条 他)
(厚労省令第172号第44条)
- 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
(市条例第43号第68条、第88条、第173条の3、第178条の3、第180条の9及び第230条 他)
(厚労省令第171号第67条、第89条、第123条、第204条、第211条の3及び第213条の9 他)
(厚労省令第172号第41条)
- 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。
 - ・**非常災害対策**